

新産業創出に向けた企業立地支援事業に関する基本協定
審査基準

東京都が締結する新産業創出に向けた企業立地支援事業に関する基本協定の事業者決定に係る審査基準については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本基本協定に係る審査については、新産業創出に向けた企業立地支援事業に関する基本協定に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。
- (2) 審査委員会は、民間事業者から提出される応募書類の内容について審査、評価する。

2 審査基準

(1) 協定締結事業者の決定方法

協定締結事業者は、下記3に定める評価方法により算出された審査点が最も高いものとする。

ただし、審査点が同じ事業者が二者以上あるときは、直ちに当該事業者にくじを引かせて協定締結事業者を決定する。この場合において、当該事業者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該審査事務に関係のない東京都職員がくじを引き、協定締結事業者を決定する。

無効は以下のとおりとする。

- (ア) 総得点が「0点以下」の場合
- (イ) 募集要項の内容を明らかに満たさない場合
- (ウ) 提出が必須とされた資料を未提出の場合
- (エ) 応募書類の内容に虚偽及び捏造が確認された場合

3 審査点の評価方法

審査点の評価については、次のとおり行うこととする。

(1) 審査点の評価について

審査点は300点満点とし、審査点の評価は、応募書類のうち連携希望事業者の概要（提出した様式2及びその他資料）及びヒアリングによって行う。

ア 評価項目について

審査委員会委員は、評価項目の区分ごとに評価し各配点を満点として採点した点数を付与する。

イ 審査点について

審査委員会委員の採点を平均した点をもってその審査点とする。

- (2) 審査点は、いずれも小数点以下1桁までの数値とし、小数点以下2桁目は四捨五入する。

新産業創出に向けた企業立地支援事業に関する基本協定

評価項目	評価の内容、観点	配点
1 都内の事業用地・物件等の大型案件に関する実績		100
(1) 都内における大型案件の仲介実績・件数・規模	・都内の事業用地・物件(研究開発拠点、生産拠点、物流施設等)に関する大型案件の仲介実績が十分にあるか ・実績案件の件数、規模(敷地面積、延床面積等)及びその実績に繋がるノウハウ等の知見の集積が本事業の趣旨に照らして適格かつ十分か	50
(2) 企業立地の実績を支える知見等	・単なる成約実績にとどまらず、都内における企業立地の実態や動向を的確に踏まえた成果が示されているか	50
2 国内外の顧客・営業ネットワーク及び市場動向への精通状況		100
(1) 国内外の顧客・営業ネットワーク	・研究開発型企業や成長産業分野の企業等と接点を有する国内外の顧客・営業ネットワークを構築しているか ・ネットワークが本事業の目的である新産業創出や企業立地支援に資する内容となっているか	50
(2) 事業用不動産に関する情報収集力	・都内をはじめ国内の事業用地・物件に関する最新の市場動向、企業ニーズ、立地トレンドを的確に把握しているか	50
3 本事業に関連して発揮可能な強み		100
(1) 本事業に対する理解・協力意欲	・本事業の趣旨目的を適切に理解し、協定締結企業としての協力意欲があるか ・東京都と役割分担を意識した実務レベルの連携イメージが描けているか	50
(2) 連携実績・信頼性	・他自治体との企業立地に関する協定締結等の連携の実績があるか ・連携先の自治体において地域の特性に応じた立地施策の推進に貢献しているか	50
審査点合計(1+2+3)		<u>300</u>